

令和5年度裾野市農業委員会4月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 建一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博		
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利	須山	中村 偉文				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎 書記 青木 誠

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

1	杉山 守正	2	志村 重利
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 (2) 報第 2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (3) 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
 (4) 議第 2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
 (5) 議第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和5年度裾野市農業委員会4月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、1番 杉山守正委員、2番 志村重利委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長	ただ今の報第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～2 (議案朗読により説明)
議 長	ただ今の報第2号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 2番 志村重利委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、深良幼稚園の南側に位置します。 申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計で、368㎡で、地目は登記簿が田、現況が畑です。 申請地は、平成15年に相続により取得しましたが、高齢のため今後の耕作が難しくなってきたことから、隣接する農地で営農をする 受人との間で贈与の話がまとまり、申請に至ったものです。 耕作は、受人夫婦の2名で行いますが、30年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。 必要な農機具も所有しており、申請地取得後は、野菜の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題は無いと思われます。 申請地取得後の経営農地は、1,289㎡です。通作にかかる時間は、徒歩で1分程度です。 他の農地についても、適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。 耕作計画によると、野菜を栽培する予定です。 周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。
議 長	ただ今の議第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
勝又和一委員	現地の写真にビニールシートが掛けてあるのは何故か。

議 長 考えられる理由は、土壌消毒や草が生えるのを防ぐなどでしょうが、事務局はどうですか。

事務局 事務局でもご本人にそこまでの確認はとっていませんが、今会長が言われたような理由が想定されるかと思います。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第1号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、市民体育館より660m北東に位置します。
現況は畑となっています。
借人は、貸人の孫夫婦であり、賃貸アパートで暮らしていましたが、将来を見据え現アパートでは手狭であること、親の介護、親族所有農地の管理等を考慮し、本家近くでの一戸建て住宅の建築を計画しました。売地を含め適地を検討し、本家所有の白地農地についても要件等から建築不可となっていました。申請地において分家住宅敷地要件を満たすことが判明し、農振除外の手続きに至り、転用申請することとなりました。
貸人は、孫夫婦の申出と、残る農地管理なども考慮し、申請地へ分家住宅を建築することを承諾し、申請に至ったものです。
なお、現在孫夫婦は都合により昨年12月より市内本家に一時的に転居しています。
申請地はもともと農振農用地でしたが、令和5年1月に農振除外の手続きが完了しています。
農振除外後の申請地は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の北側農地、東側は宅地、南側と西側は水路に面しています。
農地との境には見切りが設置され、宅地部分と区切られます。敷地内は碎石(さいせき)敷きとし、雨水と汚水は、合併処理浄化槽を経由し、西側の普通河川に放流されます。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の議第2号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第2号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、金沢堤より約300m西側に位置します。

現況は休耕地となっています。

渡人は土地名義人である父の法定相続人で、それぞれ結婚し独立しているため、父が所有する宅地及び農地を管理することが困難であることから、土地の売却を検討していました。

申請地北側は、亡くなった土地名義人が居住していた住宅があり、住宅敷地の一部が農地であったため、2月農業委員会総会にて非農地証明願が承認され、現在は宅地となっています。

譲受人は、

勤務先に

近い土地を探していました。また、妻は愛犬飼育管理士(犬のブリーダー)と第一種動物取扱業の資格を保有しており、新居を構える際には、ブリーダーとして成犬を3〜4頭飼育しながら、屋外での運動や訓練を行えるドッグランを備えた広い敷地を希望していました。

不動産業者を通じて、北側宅地及び申請地を一体で譲受人が取得することが話がまとまったことから申請に至りました。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は宅地、東側は宅地及び畑、南側と西側は道路に面しています。

北側宅地は既存建物を取り壊し、新たに住宅建築を計画しています。申請地は、主にドッグランの敷地として利用されますが、周囲を高さ80cmのフェンスで囲い、犬が逃げ出さない対策を講じます。さらに周辺環境に配慮し、フェンスの内側には目隠し用に植栽を行います。

また、ブリーダーとして十分なしつけをすることから鳴き声などの騒音や匂いで周囲に迷惑をかける心配は無いと考えられます。

宅地部分の汚水は、合併処理浄化槽を経由し西側道路側溝へ放流されます。申請地部分の雨水は、場内自然浸透で処理されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただ今の議第2号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
市野哲也委員	犬の鳴き声や匂いなどで周囲に迷惑を掛ける心配は無いとの説明だが、具体的にどのような配慮をするのか。
事務局	書類上で具体的な対策を示すというより、奥様が保有している資格において、それらの対策をきちんと講じられるという理由書をいただいています。
杉本義明委員	ブリーダーというのは何十頭も飼うような職業ではなく、先ほど説明のとおり成犬3～4頭ということなのでほとんど心配は無いだろうと思う。
事務局	申請の中では、3～4頭というのはドッグショー（犬のショー）に出演できるような犬を育てていくということで、厳しく訓練・しつけをするということが書かれています。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第2号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議 長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 （議案朗読・写真投影により説明）
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又一郎委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、今里児童公園より約250m北側に位置します。 現況は休耕地となっています。 申請地は、北側の芝保全管理農地と同じ筆 でしたが、本件申請を見越して令和5年3月7日に土地の分筆がされています。 渡人は、7反弱の農地を保有しているが、高齢のためほとんどの農地は、保全管理している状態です。 受人は、申請地に隣接する市道に隣接する農地・山林を所有しており、維持管理のために車両で市道を通行しているが、幅員が2m程度と狭く通行に支障があることから、道路に隣接する土地の所有者である渡人に相談したところ、売買の話がまとまり、通行路として転用の申請をするものです。 申請地の農地区分は、第2種農地に該当しますが、他の土地では今回の申請に係る転用目的を達成することができないため、立地基準は満たしていると考えられます。 転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であるため、一般基準を満たしていると考えられます。 申請地の北側は渡人の農地、東側は墓地、南側及び西側は道路に面しています。 申請地は、碎石敷となり雨水は自然浸透となります。北側の渡人所有農地は道路より高い位置にあるため、転用による雨水等の影響を受けることはありません。 市道に付随する個人の通行路となるため、事前に道路管理者へ相談し、協議が整っていることが確認されています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議 長 ただ今の議第2号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第2号 番号3について、本
案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定につい
て 番号1、2は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書
の説明をお願いします。

事務局 はい。議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定につい
て 番号1、2

(議案朗読・写真投影により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員 利用権設定地は2箇所あり、富岡支所から約330メートル北西と富岡中学校から
約50メートル東側に位置します。

利用権設定地は、①が白地農地、②が青地農地です。地目は公簿が田及び畑、現況
は田及び畑です。

面積は2筆合計で2,717㎡です。

貸人は、それぞれ相続により、農地を取得しています。

借人は、令和4年10月から①利用権設定地の内、600㎡と南側農地を、農地中
間管理事業を活用して利用権を設定しています。残地である①利用権設定地も一体
で、利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。②利用権
設定地は、貸人が高齢により今後の耕作に苦慮していたところ、貸人と農地中間管理
事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったもので
す。

借人は、JAふじ伊豆なんすん地区本部の新規事業「きままに就農」の就農者で、
野菜の生産を行っています。

経営農地は3,825㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問
題はありません。

貸付期間は、①利用権設定地が南側農地と終期を合わせた2年5カ月間で、使用貸
借によるものです。②利用権設定地が3年間で、賃貸借によるものです。10aあた
り5,753円となり、1年間で10,000円となります。

耕作管理計画によると、野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第3号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号1、2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3

(議案朗読・写真投影により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は2箇所あり、マックスバリュ裾野茶畑店から約80メートル南側と、MAアルミニウム(旧:三菱アルミニウム)から約200メートル東側に位置します。

利用権設定地は、青地農地と白地農地です。地目は公簿、現況ともに畑です。

面積は6筆合計で1,358㎡です。

貸人は、令和3年に相続し、農地を取得しましたが、遠方に在住しているため、今まで年に数回の保全管理を行うのみでした。このたび、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、ハーブやミント、露地野菜の生産を行っています。

経営農地は8,747.2㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、ハーブやミントを作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第3号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号4 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号4

(議案朗読・写真投影により説明)

議 長	続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	利用権設定地は、向田小学校から約300メートル南東に位置します。 利用権設定地は白地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。 面積は、1,933㎡です。 貸人は、平成15年に相続し、農地を取得しています 貸人は高齢のため、今後の耕作に苦慮していたところ、借人と話がまとまり、農地中間管理事業を活用して、利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。 借人は、認定農業者で、露地野菜の生産を行っています。 経営農地は10,579㎡で、概ね効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。 貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。 耕作管理計画によると、野菜を作付ける予定です。 周辺農地への影響は特に問題はないと思います。 ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の議第3号 番号4について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号5 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号5 (議案朗読・写真投影により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	利用権設定地は、田場沢区集会所から約280メートル南側に位置します。 利用権設定地は、白地農地です。地目は公簿、現況ともに畑です。 面積は2筆合計で3,228㎡です。 貸人は、令和元年に相続し、農地を取得しましたが、遠方に在住しており、管理が行き届いていない状況でした。借人は新規就農者で、裾野市内で農地を探していたところ、不動産会社から利用権設定地を紹介され、当初は売買を予定していましたが、3年間の貸借後に再度検討することになりました。農地中間管理事業を活用して利用権を設定するため、計画の提出に至ったものです。 借人は、新規のため今回利用権設定する土地の3,228㎡が耕作地となり、従事日数は180日です。耕作は主に利用権設定者が行いますが、農繁期には息子及び友人と一緒に農作業を行います。

貸付期間は、3年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、野菜を作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第3号 番号5について、質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員

借人の年齢と農業経験はどのくらいか。現地の状態からはたして農地ができるかなと感じたが。

事務局

以前の全員協議会で一度この借人の新規参入について資料を出させてもらいましたが、女性の方で58歳です。現地の状態はご本人も承知しており、息子さんとともに時間をかけてまずは畑に戻す作業から始めるということです。また今の仕事が重機を扱う事業をやっており、畑に戻す作業も重機を扱える息子さんとその仲間で時間をかけてやっていく計画と伺っています。

議 長

本件は以前の全員協議会で農地を取得したいという話が出て、3年間は使用貸借でやってもらった方が良くだろうと委員会の意見がまとまったので、委員の皆さんは大変ですが、この3年間で観察し見極めるということでどうでしょうか。

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第3号 番号5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和5年度裾野市農業委員会4月総会を閉会します。

令和5年4月10日（会議録署名人）

1 番署名人

杉山 亨正

2 番署名人

志村 重利